

2019 年 5 月 31 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

普通預金（教育資金贈与非課税口）に関する特約改定のお知らせ

弊行は、2019 年度税制改正に対応し、普通預金（教育資金贈与非課税口）に関する特約を改定いたします。

記

1. 変更の対象となる商品名称
普通預金（教育資金贈与非課税口）
2. 変更効力発生日
2019 年 7 月 1 日
3. 特約変更を行う理由
2019 年度税制改正に対応するため
4. 変更の内容

変更前	変更後
1. 【この特約の適用範囲】 この特約は、租税特別措置法第70条の2の2の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」といいます。）に基づく直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」といいます。）により、当行とこの特約を締結する個人（以下「預金者」といいます。）がその直系尊属との間で預金者を受贈者とする書面による贈与契約を締結し2013年4月1日から2019年3月31日までの間（ただし、適用法令により当該期間が変更された場合にはその期間とします。以下「適用期間」とい	1. 【この特約の適用範囲】 この特約は、租税特別措置法第70条の2の2の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」といいます。）に基づく直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」といいます。）により、当行とこの特約を締結する個人（以下「預金者」といいます。）がその直系尊属との間で預金者を受贈者とする書面による贈与契約を締結し2013年4月1日から2021年3月31日までの間（ただし、適用法令により当該期間が変更された場合にはその期間とします。以下「適用期間」とい

います。)にその直系尊属から取得した金銭を当行に預金として預入れをしたものについて、預金者の教育に必要な教育資金を適用法令およびこの特約にしたがい管理することを目的とする契約であって、教育資金非課税措置の適用を受けるために開設される普通預金口座に適用されます。

2. 【教育資金非課税申告書等の提出義務】

(4) <新設>

3. 【本口座の預入れの制限】

(2)本口座への金銭の預入れに関しては、後記9②の贈与契約に基づき取得した金銭の適用法令による取得した日から2ヵ月以内に、教育資金非課税措置の適用を受けるものとして新規申告書または追加申告書に記載された金額を一括して本口座に預入れをし、かつ、本口座への金銭の預入れをする日までに新規申告書または追加申告書を提出するものとします。なお、上記期間を経過した後の預入れはできないものとします。

4. 【領収書等の提出方法等】

(1)教育資金の支払いに充てた金銭にかかる領収書その他の書類(電磁的記録を含む)で支払いの事実を証するもの(適用法令に規定される領収書等をいい、以下「領収書等」といいます。)の提出方法または提供方法は、領収書等に記載または記録された支払年月日の属する年(以下「教育資金支払年」とい

います。)にその直系尊属から取得した金銭を当行に預金として預入れをしたものについて、預金者の教育に必要な教育資金を適用法令およびこの特約にしたがい管理することを目的とする契約であって、教育資金非課税措置の適用を受けるために開設される普通預金口座に適用されます。

2. 【教育資金非課税申告書等の提出義務】

(4)当行は、前記(1)の新規申告書もしくは追加申告書に虚偽・誤り・不適切な点があったこと、または当該申告書の提出が遅延したことにより預金者に生じた損害または損失(以下「損害等」といいます。)について、責任を負いません。

3. 【本口座の預入れの制限】

(2)本口座への金銭の預入れに関しては、後記9②の贈与契約に基づく金銭の取得日から2ヵ月以内に、教育資金非課税措置の適用を受けるものとして新規申告書または追加申告書に記載された金額を一括して本口座に預入れをし、かつ、本口座への金銭の預入れをする日までに新規申告書または追加申告書を提出するものとします。なお、上記期間を経過した後の預入れはできないものとします。

4. 【領収書等の提出方法等】

(1)教育資金の支払いに充てた金銭にかかる領収書その他の書類(電磁的記録を含みます。)で支払いの事実を証するもの(適用法令に規定される領収書等をいい、以下「領収書等」といいます。)の提出方法または提供方法は、領収書等に記載または記録された支払年月日の属する年(以下「教育資金支払年」

います。)の翌年3月15日までの当行所定の期間に、当行所定の方法により提出または提供するものとします。 (5) <新設> 5. 【領収書等の提出義務】 (2) 当行は、前記(1)に基づいて提出を受けた領収書等を返却しません。 (3) <新設> 8. 【教育資金非課税異動申告書等の提出義務】 (4) (5) (6) <新設>	といひます。)の翌年3月15日までの当行所定の期間に、当行所定の方法により提出または提供するものとします。 <u>(5) 当行は、前記(1)の領収書等に虚偽・誤り・不適切な点があったこと、または当該領収書等の提出もしくは提供が遅延したことより預金者に生じた損害等について、責任を負いません。</u> 5. 【領収書等の提出義務】 (2) 当行は、前記(1)に基づいて提出または提供を受けた領収書等を返却しません。 <u>(3) 当行は、前記(1)の原本等に虚偽・誤り・不適切な点があったこと、または当該原本等の提出もしくは提供が遅延したことより預金者に生じた損害等について、責任を負いません。</u> 8. 【教育資金非課税異動申告書等の提出義務】 <u>(4) 30歳に達する日において学校等に在学し、または教育訓練を受けることになる預金者は、30歳に達する日の前日までに、その旨を当行所定の方法により届出るものとします。</u> <u>(5) 預金者は、後記11.(1)①に該当することによりこの特約が終了することを希望しない場合、30歳に達した日の属する月の翌月末日までに、預金者が30歳に達した日において学校等に在学していたこと、または教育訓練を受けていたことについて、前記(4)の届出とは別に、当行所定の方法により届出るものとします。</u> <u>(6) 預金者(30歳以上の者に限ります。)は、後記11(1)②に該当することによりこの特約</u>
---	---

9. 【預金者による表明および保証】 預金者は、当行に対し、本口座開設日および本口座への金銭の預入れをした日（後記⑦および⑧については、後記⑦および⑧記載の書類の提出日を含みます。）において、次に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、かつ、保証します。 ①本口座開設時において、預金者本人が30歳未満であること ②預金者とその直系尊属との間で預金者を受贈者とする書面による贈与契約（贈与をした者の死亡により効力が生じる贈与を除きます。）が締結されていること ③本口座への金銭の預入れは、預金者が前記②の贈与契約に<u>基づき取得した金銭の適用法令による取得した日</u>から本口座に金銭の預入れをするまで2ヵ月を経過しておらず、かつ、適用期間内に行われるものであること ④本口座に預入れをする金銭は、前記②の贈与契約に基づいて預金者が取得した金銭であり、その用途は、専ら預金者の教育資金とすることが予定されていること	<u>が終了することを希望しない場合、その年の12月31日までに、その年中のいずれかの日において学校等に在学していたこと、または教育訓練を受けていたことについて、当行所定の方法により届出るものとします。ただし、預金者が30歳に達した日の属する年においては、本項に基づく届出は不要とします。</u> <u>(7) 当行は、前記(1)から(3)までの申告書の提出もしくは前記(4)から(6)までの届出に虚偽・誤り・不適切な点があったこと、または当該申告書の提出もしくは届出が遅延したことより預金者に生じた損害等について、責任を負いません。</u> 9. 【預金者による表明および保証】 預金者は、当行に対し、本口座開設日および本口座への金銭の預入れをした日（後記⑦および⑧については、後記⑦および⑧記載の書類の提出日を含みます。）において、次に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、かつ、保証します。 ①本口座開設時において、預金者本人が30歳未満であること ②預金者とその直系尊属との間で預金者を受贈者とする書面による贈与契約（贈与をした者の死亡により効力が生じる贈与を除きます。）が締結されていること ③本口座への金銭の預入れは、預金者が前記②の贈与契約に<u>基づく金銭の取得日</u>から本口座に金銭の預入れをするまで2ヵ月を経過しておらず、かつ、適用期間内に行われるものであること ④本口座に預入れをする金銭は、前記②の贈与契約に基づいて預金者が取得した金銭であり、その用途は、専ら預金者の教育資金とすることが予定されていること
---	--

⑤他の当行国内本支店または他の金融機関（以下「他の支店等」といいます。）において、同種同目的の口座を開設しておらず、かつ、他の支店等に対して、新規申告書または追加申告書を提出していないこと（ただし、本口座と同種同目的の契約が終了しており、かつ、教育資金非課税措置の適用を受けた金額が1,500万円未満である場合を除きます。） ⑥当行に提示する前記②の贈与契約を証する書面は贈与契約書の原本または当行が認める書類であること ⑦当行に提出または提供する領収書等は、相続税法第21条の3第1項第2号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育費にかかるものではないこと ⑧当行に提示、提出または提供する書類は全て真正なものであること ⑨預金者と贈与者であるその直系尊属（以下「贈与者」といいます。）の関係または前記②の贈与契約に関して、贈与者または贈与者の関係者との間で係争となっている事実はないこと ⑩前記②の贈与契約に関し、預金者以外に権利を主張する者がいないこと ⑪　　＜新設＞	⑤他の当行国内本支店または他の金融機関（以下「他の支店等」といいます。）において、同種同目的の口座を開設しておらず、かつ、他の支店等に対して、新規申告書または追加申告書を提出していないこと（ただし、本口座と同種同目的の契約が終了しており、かつ、教育資金非課税措置の適用を受けた金額が1,500万円未満である場合を除きます。） ⑥当行に提示する前記②の贈与契約を証する書面は贈与契約書の原本または当行が認める書類であること ⑦当行に提出または提供する領収書等は、相続税法第21条の3第1項第2号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育費にかかるものではないこと ⑧当行に提示、提出または提供する書類は全て真正なものであること ⑨預金者と贈与者であるその直系尊属（以下「贈与者」といいます。）の関係または前記②の贈与契約に関して、贈与者または贈与者の関係者との間で係争となっている事実はないこと ⑩前記②の贈与契約に関し、預金者以外に権利を主張する者がいないこと ⑪前記②の贈与契約に基づく金銭の取得日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法2条第1項第30号の合計所得金額が1,000万円を超えないこと
11. 【この特約の終了事由および終了時の定め】 (1) この特約は、次の事由の区分に応じそれぞれに定める日（以下「終了日」といいます。）のいずれか早い日に終了するものとします。この場合、本口座は当然に解約されます。	11. 【この特約の終了事由および終了時の定め】 (1) この特約は、次の事由の区分に応じそれぞれに定める日（以下「終了日」といいます。）のいずれか早い日に終了するものとします。この場合、本口座は終了日に当然に解約されます（ただし、後記①の場合は、終了日では

①預金者が30歳に達したこと（終了日は預金者が30歳に達した日とします。） ②③ <新設> ②預金者が死亡したこと（終了日は預金者が死亡した日とします。） ③この特約が適用される預金契約（以下「本預金契約」といいます。）にかかる預金の額が零となった場合において預金者と当行との間でこの特約を終了させる合意があったこと（終了日はこの特約が当該合意に基づき終了する日とします。ただし、適用期間を経過した後、当該預金の額が零となった場合には預金者と当行との間でこの特約を終了させる合意があったとみなすものとし、この場合の終了日は預金の額が零となった日とします。） (2)前記(1)（ただし、前記(1)②を除きます。）に基づきこの特約が終了する場合、預金者は、適用法令にしたがい、定められた期間内に未提出および未提供の領収書等を提出または提供するものとします。	なく、預金者が30歳に達した日の属する月の翌月末日経過時に解約されます。）。) ①預金者が30歳に達したこと（終了日は預金者が30歳に達した日とします。<u>ただし、預金者が30歳に達した日において学校等に在学している場合、または教育訓練を受けている場合で、かつ預金者がそれらの場合に該当することについて、30歳に達した日の属する月の翌月末日までに当行所定の方法により届出たときを除きます。</u>） ②預金者（30歳以上の者に限ります。後記③において同じ。）が、その年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練を受けた日があることについて、当行所定の方法により届出なかったこと（終了日はその年の12月31日とします。） ③預金者が40歳に達したこと（終了日は預金者が40歳に達した日とします。） ④預金者が死亡したこと（終了日は預金者が死亡した日とします。） ⑤この特約が適用される預金契約（以下「本預金契約」といいます。）にかかる預金の額が零となった場合において預金者と当行との間でこの特約を終了させる合意があったこと（終了日はこの特約が当該合意に基づき終了する日とします。ただし、適用期間を経過した後、当該預金の額が零となった場合には預金者と当行との間でこの特約を終了させる合意があったとみなすものとし、この場合の終了日は預金の額が零となった日とします。） (2)前記(1)（ただし、前記(1)④を除きます。）に基づきこの特約が終了する場合、預金者は、適用法令にしたがい、定められた期間内に未提出および未提供の領収書等を提出または提供するものとします。
--	---

12. 【この特約のその他の終了事由および取扱い停止事由】 (1) 前記7(3)または(4)および前記11(1)のほか、次の事由が生じた場合には、当行はこの特約の預金者に事前に通知することなくこの特約を終了することができるものとします。 ①本口座が本預金契約にかかる普通預金規定（この普通預金規定の追加規定等一切の特約を含みます。）または本口座申込書の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」（以下「普通預金規定等」といいます。）に基づき解約された場合 ②預金者が前記9①から③に違反した場合（ただし、追加贈与により取得した金銭の預入れにおいて前記9②または③に違反した場合を除きます。） 13. 【免責事項等】 (1) 次の各事由により生じた預金者の教育資金非課税措置の適用が受けられなかったことによる<u>損害または損失（以下「損害等」といいます。）</u>について、当行は責任を負わないものとします。 ①新規申告書・追加申告書・異動申告書の重複提出、虚偽・誤り等により、税務署に受理されなかったこと ②新規申告書・追加申告書・異動申告書の提出が遅延したこと ③領収書等に虚偽・誤り・不適切な点等があること ④領収書等の<u>提出または提供</u>が遅延したこと	12. 【この特約のその他の終了事由および取扱い停止事由】 (1) 前記7(3)または(4)および前記11(1)のほか、次の事由が生じた場合には、当行はこの特約の預金者に事前に通知することなくこの特約を終了することができるものとします。 ①本口座が本預金契約にかかる普通預金規定（この普通預金規定の追加規定等一切の特約を含みます。）または本口座申込書の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」（以下「普通預金規定等」といいます。）に基づき解約された場合 ②預金者が前記9①から③<u>までに</u>違反した場合（ただし、追加贈与により取得した金銭の預入れにおいて前記9②または③に違反した場合を除きます。） 13. 【免責事項等】 (1) 次の各事由により生じた預金者の教育資金非課税措置の適用が受けられなかったことによる損害等について、当行は責任を負わないものとします。 ①新規申告書・追加申告書・異動申告書の重複提出、虚偽・誤り等により、税務署に受理されなかったこと ②新規申告書・追加申告書・異動申告書の提出が遅延したこと ③領収書等、<u>領収書等以外の必要書類、前記8(4)から(6)までの届出、前記11(1)①もしくは②の届出、後記14(1)の届出または後記15(1)、(4)もしくは(5)の届出</u>に虚偽・誤り・不適切な点等があること ④領収書等<u>もしくは領収書等以外の必要書類の提出もしくは提供または前記8(4)から</u>
---	--

14. 【預金者および法定代理人の届出】 (3)前記(1)①から③および前記(2)の届出前に生じた損害等については、当行は責任を負わないものとします。 15. 【贈与者が死亡した場合の届出等】 ＜新設＞	<u>(6)までの届出、前記11(1)①もしくは②の届出、後記14(1)の届出または後記15(1)、(4)もしくは(5)の届出が遅延したこと</u> 14. 【預金者および法定代理人の届出】 (3)前記(1)①から③<u>まで</u>および前記(2)の届出前に生じた損害等については、当行は責任を負わないものとします。 15. 【贈与者が死亡した場合の届出等】 <u>(1)預金者は、この特約の前記11または12によりこの特約が終了する日までに、贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を当行所定の手続により当店に届出るものとします。</u> <u>(2)預金者は、当該贈与者が死亡した日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合には、速やかに、当行所定の方法により提出するものとします。</u> <u>(3)当行は、この特約の終了日までに当該贈与者が死亡し、かつ、当該贈与者の死亡前3年以内に預金者が当該贈与者からの贈与により取得した金銭を本口座に預入れた場合、適用法令に基づき相続（預金者が当該贈与者の相続人以外のものである場合は遺贈）により取得したとみなされる管理残額および当該贈与者が死亡した日を記録します。なお、預金者が適用法令もしくはこの特約に違反したことにより、または、国税庁等による適用法令に基づく調査もしくは当行の判断により、適用法令もしくはこの特約に基づき管理残額に関する記録を訂正または取消す場合があります。</u> <u>(4)前記(2)および前記(3)の規定は、前記(1)の当該贈与者の死亡の日において預金者が次の事由に該当する場合は適用しません。た</u>
---	---

	<u>だし、後記②または後記③に該当する場合は、預金者が前記(1)の届出とあわせて当行所定の方法により届出たときに限ります。</u> <u>①23歳未満である場合</u> <u>②学校等に在学している場合</u> <u>③教育訓練を受けている場合</u> <u>(5) 預金者は、管理残額の金額を確認する必要がある場合には、当行所定の方法により当店に届出るものとします。</u> <u>(6) 当行は、すべての贈与者が死亡した場合、預金者に対し、本口座の預金の額について全額払戻しをすることを求めることができるものとします。</u> <u>(7) 前記(1)、(4)もしくは(5)の届出前に生じた損害等、前記(1)、(4)もしくは(5)の届出が遅延したことにより生じた損害等、または前記(2)の未提出の領収書等の提出が遅延したこともしくは提出がなかったことにより生じた損害等については、当行は責任を負わないものとします。</u>
<u>15. 【預金者の法定代理人による表明および確約等】</u>	<u>16. 【預金者の法定代理人による表明および確約等】</u>
<u>16. 【利息等の取扱い】</u>	<u>17. 【利息等の取扱い】</u>
<u>17. 【調査協力】</u>	<u>18. 【調査協力】</u>
<u>18. 【追加提示、提出等】</u>	<u>19. 【追加提示、提出等】</u>
<u>19. 【教育資金非課税措置にかかる事務】</u>	<u>20. 【教育資金非課税措置にかかる事務】</u>
<u>20. 【準拠法、裁判管轄】</u>	<u>21. 【準拠法、裁判管轄】</u>
<u>21. 【この特約の変更等】</u>	<u>22. 【この特約の変更等】</u>
(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める <u>1</u> か	(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める <u>1</u> ケ

<u> </u>月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 <u>22</u>. 【この特約と普通預金規定等との優劣】	<u> </u>月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 <u>23</u>. 【この特約と普通預金規定等との優劣】
--	--

以　　上